

「浄水発生土」中の放射性物質の測定状況

松原浄水場と見崎浄水場で飲料水を造った後の汚泥処理において発生する浄水発生土について、放射性物質を測定し処分を行いましたので、その結果をお知らせいたします。

1 測定結果及び処分

施設名(所在地)	採取日	結果判明日	放射性セシウム濃度(ベクレル/kg)			処分方法	処分量	搬出日
			セシウム134	セシウム137	セシウム合計			
見崎浄水場 (山形市見崎川原)	4月22日	4月23日	不検出	3.5	3.5	再利用	89.88	4月24日
	5月21日	5月22日	不検出	4.6	4.6	再利用	104.61	5月25日
	6月29日	6月29日	不検出	4.9	4.9	再利用	95.41	6月30日

【処分方法】

再利用： 検出値が100ベクレル/kg以下の汚泥は、寒河江市の産業廃棄物処分業者に委託し、改良土として建設資材(埋め戻し材・道路床材等)に再利用

埋立処分： 検出値が100超～8,000ベクレル/kg以下の汚泥は、山形市の産業廃棄物処分業者に委託し、管理型最終処分場へ埋立処分

今後とも安全性を確保するため定期的な測定を継続し、基準に基づいて適切に対応してまいります。

2 浄水発生土の取扱いに関する法令等および基準

- ・放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について(厚労省 平成23年6月16日)
- ・放射性物質汚染対策対処特別処理法

国から示された浄水発生土の取扱いは次のとおりです。

セシウムの量	保管・処理の概要
8,000ベクレル/kg超	「指定廃棄物」※となり、国が処分を行う事となるため、引き渡しまでの間、施設管理者が一時保管
8,000ベクレル/kg以下	管理型最終処分場に埋立処分が可能
100ベクレル/kg以下	市場に流通する前に製品が100ベクレル/kg以下になるものは、地盤改良材等への再利用が可能 ※園芸用土等の製品については出荷自粛

※ 放射性物質汚染対策特措法(平成24年1月1日から施行)による名称